

# デバスの取り締まりが「遅すぎた」と言われる訳

麻薬・向精神薬指定に26年、需給制限は不可能

メディカルジャーナリズム勉強会

2019年12月31日



厚生労働省によるデバスの向精神薬指定の経緯、そしてインターネットでデバスの闇売買を取材した（著者撮影）

メディア関係者と医療者の有志で構成するメディカルジャーナリズム勉強会がスローニュース社の支援のもとに立ち上げた「調査報道チーム」が、全6回にわたる連載で追っている「合法薬物依存」。第6回は、厚生労働省によるデバスの向精神薬指定の経緯、そしてインターネットでデバスの闇売買を取材した。

[第1回：合法的な薬物依存「デバス」の何とも複雑な事情（2019年11月29日配信）](#)

[第2回：20年間「デバス」を飲み続ける彼女の切実な事情（2019年12月3日配信）](#)

[第3回：薬剤師が見たデバス「気軽な処方」が招いた実態（2019年12月6日配信）](#)

[第4回：「デバス」に患者も医者も頼りまくる皮肉な実態（2019年12月10日配信）](#)

[第5回：田辺三菱製薬「デバス」製造者の知られざる歩み（2019年12月27日配信）](#)

※本来複数の製薬企業から同一成分の薬が発売されている際の表記では、成分名のエチゾラムを使うのが一般的である。しかし、服用患者も含め世間一般では簡単に覚えやすい「デバス」でその名が広く知られていることが多い。このため以後はエチゾラムではなく「デバス（エチゾラム）」と表記することをあらかじめお断りしておく。

現在、麻薬及び向精神薬取締法で規制対象となる向精神薬の指定に関しては厚生労働省医薬・生活衛生局長の私的諮問機関である「依存性薬物検討会」に諮り、そこで動物実験データや臨床試験でわかった有害性のデータ、さらに国内外での使用状況などのデータを基に科学的な検討を行う。検討会が指定が必要と判断した場合はそのことを公表してパブリックコメントを求め、その結果を受けて政令で指定を行っている。

そのなかで1983年に製造承認を受けたデバス（エチゾラム）の場合、2016年になってようやく麻薬・向精神薬取締法の取り締まり対象の向精神薬として指定を受けた。この指定時は一部の若手精神科医などから「とくに指定されているものだとばかり思っていた」との声が上がり、一方で長らく依存問題にかかわってきた精神科医からは「なぜこれほどまでに時間がかかったのか」との批判も少なくなかったという。

デバスの向精神薬指定の経緯について厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課・課長補佐の坂西義史氏は次のように説明する。

## 規制導入直後には向精神薬と見なされなかったデバス

「麻薬・向精神薬取締法に基づく向精神薬の指定は新薬承認時に同時指定という場合とそうではない場合があります。デバス（エチゾラム）の場合は1983年に製造承認を受けましたが、麻薬・向精神薬取締法による向精神薬の規制ができたのは1990年でした。

もちろん1990年の規制導入直後にも既存のベンゾジアゼピン受容体作動薬についても検討されて、その一部が向精神薬指定とな

りましたが、当時デパス（エチゾラム）は向精神薬に相当するとは判断されていなかったということです。

その後、2016年に有害性の恐れがあり、麻薬・向精神薬取締法に基づく政令で向精神薬と指定されている10種の物質と同様だと依存性薬物検討会で判断されて向精神薬に指定するべきとの意見がまとまりました」

ただ、デパス（エチゾラム）発売後に麻薬・向精神薬取締法が成立したとはいえ、法規制開始を起点としても指定まで26年も要したことに首をかしげる医療従事者は少なくない。実際、第1回でも紹介した現在は2年ごとに行われている「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」の報告書で確認できる範囲では、はやくも1990年代にはデパス（エチゾラム）の乱用事例が報告されているにもかかわらずだ。

また、医療従事者の中にはデパス（エチゾラム）が主に日本国内で使用されており、海外ではスペインなどごく一部の国でしか承認されていないことから、国際的な向精神薬の指定枠組みにのらなかったことが指定が遅れた原因だと見る向きもある。



厚生労働省の入居する中央合同庁舎第5号館（著者撮影）

向精神薬については乱用防止の観点から「向精神薬に関する条約」が1971年に採択され、日本は1990年に同条約に批准。これにより麻薬取締法を一部改正し、前述の向精神薬も取り締まれる麻薬・向精神薬取締法が同年に成立した。

## 問題視された海外流出と常用量依存

同国際条約では取り締まり対象薬も規定されているが、そこにはデパス（エチゾラム）は入っていない。このため規制対象として目をつけられるのが「遅れた」という見方をする専門家は少なくない。

この点について坂西氏は次のように説明した。

「確かに『全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査』の報告書でデパス（エチゾラム）が主たる原因で精神障害で入院または通院されている患者さんがいらっしゃるということは承知しておりました。ただ、実際に起きている症例数、国内外の乱用情報などを加味したうえで検討した結果、2016年に指定に至ったということです。

向精神薬条約との兼ね合いでは、麻薬・向精神薬取締法では向精神薬条約で指定されたもののみに限らず、日本独自の判断で指定に至ることもあります。ただ、その場合も科学的な根拠に基づいて指定をするため、それらを収集し、内容を確認したうえで検討を行っています。その意味でデパス（エチゾラム）については指定直前の2014年の実態調査結果に基づき指定を行いました」

一方、2016年のデパス（エチゾラム）の向精神薬指定当時の事情に詳しいある関係者は、指定の背景にあった事情の1つを吐露してくれた。

「あの当時、既にデパス（エチゾラム）は、（乱用を目的に）国内で不適正に取引されていたばかりか、不正なルートで海外に流出していたという由々しき問題があった。しかし、麻薬・向精神薬取締法の指定薬物ではないため、取り締まれなかったのです。指定の背景にはそれを取り締まらねばならないという事情もありました」

一方、監視指導・麻薬対策課によるデパス（エチゾラム）のような依存性のある向精神薬に関する所管業務は主に適正流通に向けた監視指導、正しい用法用量を超えた乱用事例の実態把握や乱用の予防啓発が中心となる。デパス（エチゾラム）などでのもう1つの問題である、改善すべき症状がないのに定められた用法・用量の範囲内の使用がやめられない「常用量依存」は医薬・生活衛生局医薬安全対策課が主たる管轄となる。

そして同課（当時の名称は安全対策課）は2017年3月、ベンゾジアゼピン受容体作動薬について、医療上の必要性があって承認を受けた用法・用量の範囲内で使用しても、漫然とした継続投与で依存性が生じることがあるとして、デパス（エチゾラム）を含む44成分の添付文書を改訂するよう、製薬業界団体である日本製薬団体連合会に通知で指示した。

通知を受けて44成分の添付文書には、「重要な基本的注意」の項目に「漫然とした継続投与による長期使用を避ける」「投与を

継続する場合には、治療上の必要性を十分に検討する」との旨、「重大な副作用」の項目に「薬物依存が起こり得る」旨を追記することになった。

これは常用量依存に対して行政が初めて発した警告として注目されたものの、精神科専門医などからは「遅きにすぎる」との批判も浴びた。

ちなみにこのときは同省所管の独立行政法人・医薬品医療機器総合機構（略称・PMDA）の調査に基づき、2016年6月30日までに製造販売業者が入手した国内での依存関連事象の件数を一部公表したが、最多はデパス（エチゾラム）の720件だった。

この件について医薬安全対策課に現在の実態把握やその後の対策などを尋ねたが次のような答えが返ってきた。

「常用量依存の実態については、現時点では2017年3月に発表した内容以上の情報はこちらもち合わせていない状況です。また、この件についてこれ以降何か特別な動きをしているわけではないので、これ以上新たな対策などの情報もありません」

## インターネット上でのデパス個人売買

現在、麻薬・向精神薬取締法により政令で指定を受けた向精神薬の売買は免許制で、取り扱う企業、医療機関、保険調剤薬局などはその取り扱い状況などを厳格に記録し、保管することが定められている。これに違反すれば当然ながら罰則がある。

前述の厚生労働省監視指導・麻薬対策課の坂西氏によると、麻薬・向精神薬取締法による向精神薬の違法な製造・輸出入・譲受による検挙件数は2017年度が70件。毎年、検挙件数は数十件規模だという。もちろん厚生労働省もさまざまな対策を行っている。

「不正な販売を行うサイトの場合、海外のサーバーを利用していることも少なくありません。この場合、サーバーを閉鎖させても同じドメイン名で再開されるため、プロバイダーにドメイン閉鎖を要請します。また、オークションサイトなどでの出品に関しては、我々も企業の担当者の方々と意見交換し、向精神薬などを出品してはいけないという規約づくりや出品取り消しの対応をお願いしています」

しかし、現実にはインターネット上では今も個人同士などによる売買は行われていることがうかがえる。実際、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）のTwitter上などでは「#（ハッシュタグ）デパス」で検索すると、「デパス譲ってください」「デパスあります。DMください」などのツイートを目にすることができる。

そこで自身も精神科を長らく受診し、過去にデパス（エチゾラム）を闇売買したこともあるという都内在住の30代前半の男性に話を聞いた。

「いわゆるインデックス化されていないインターネット上での闇サイトでの取引は、いまは摘発や規制が厳しくてほとんど行われていないと思います。自分が関わった頃はSNSの走りだった『mixi』を通じて行われることが多かったですね。というのも『Facebook』などと違って匿名で登録でき、メンヘラ（メンタルを患った人）のコミュニティーも簡単に作れましたから。最近ではTwitterが主でしょうね」

男性によると、売買されるデパス（エチゾラム）は医療機関で処方を受けた個人の余剰分、医療費が無償になる生活保護受給者が医療機関で偽って処方を受けたりしたものがほとんど。ただごくまれに保険調剤薬局での不動態在庫が人づてに流出してくることもあったという。

現在、デパス（エチゾラム）は0.25mg、0.5mg、1mgの錠剤、細粒という粉薬があるが、現実には処方されているものの多くは錠剤である。その公定薬価は0.25mg、0.5mgが1錠9.2円、1mgが11円。ジェネリック医薬品だとさらに1～4割安くなる。健康保険の3割負担では1錠2～3円程度だ。男性によると、デパスの場合、おおむね闇売買では1錠100円程度だという。

## 「コミュニティーで知り合った『身内』の取引」

「基本的にデパス（エチゾラム）を闇で買いたいという人は、乱用気味になって医療機関から処方された薬が足りなくなった人が多い感じですね。mixiコミュニティーなどを通じて互いに連絡して近所ならば直接会って売買しますし、そうでなければ郵送、宅配便などその時々に応じて輸送手段を選び、決済は銀行振り込みです。自分の印象では女性の購入者が多いですね」

男性は自分が経験している範囲と断りながら、デパス（エチゾラム）のような向精神薬の取引は、反社会組織による覚せい剤、大麻などの売買とはかなり異なるという。

「要はコミュニティーで知り合った半ば『身内』の取引です。そもそも覚せい剤や大麻と違って入手そのものは医療機関で簡単に出してくれるので。しかも、売買価格は安いですから、旨味なんてありません。もっとも生活保護受給者の場合、タダで入手したデパス（エチゾラム）を1錠100円で50錠で売って、5000円が手に入るだけでも大きいですよ。要はついでの小遣い稼ぎのようなもの。取引時も銀行振り込み確認後の発送という厳格なものではなく、『送ったよ。振り込んでおいてね』『うん、後で振り込んでおく』というノリです。顔見知りならば、時には余っているからタダであげる、別の向精神薬と物々交換するということもあ

ります」

遅すぎたと言われるデパス（エチゾラム）の麻薬・向精神薬取締法による指定。とはいえ、これにより供給（処方）には一定の縛りが入るようになり、以前と比べれば安易な処方減っていると言われる。しかし、合法薬物であるデパス（エチゾラム）の場合、覚せい剤や大麻と違い、供給の根絶は不可能だ。また、薬物依存の根本の解決には供給の制限だけでなく、需要の制限も必要となる。しかし、前回までに報告したような過去のすそ野の広い安易な処方の結果形成された需要の制限は容易ではない。

デパス（エチゾラム）の依存問題はまだまだとば口にたったばかりで、今も救われない患者は潜在化し、その一部にはデパス（エチゾラム）を求めて闇市場に走っているというのも動かせない現実である。

（取材・執筆：村上 和巳／ジャーナリスト、浅井 文和／医学文筆家、Thanks to Y）

Support by SlowNews

（第7回に続く）

東洋経済  
TOYO KEIZAI  
ONLINE



#### 関連サービス

- The ORIENTAL ECONOMIST
- 東洋経済education × ICT
- 会社四季報オンライン
- シキホー！Mine
- 東洋経済STORE
- 東洋経済デジタルコンテンツライブラリー
- 株式ウイークリー

#### 法人向け関連サイト

- 法人向けデータサービス
- 東洋経済セミナー
- 東洋経済広告
- 東洋経済カスタム出版
- 東洋経済プロモーション
- 教科書の森

#### 東洋経済新報社について

運営会社 | 採用情報 | 公式アカウント一覧

#### 東洋経済オンラインについて

サービス紹介 | 広告掲載 | WEBサービスでの情報収集 | プライバシーポリシー | 知的財産 | 特定商取引法に基づく表示 | 東洋経済ID利用規約 | 利用規約 | お問い合わせ

東洋経済新報社

Copyright©Toyo Keizai Inc.All Rights Reserved.



12121000